

**《感染症法上の結核定期健康診断の実施と
保健所への報告が義務付けられている施設》**

施設種別	学校 (小・中・高等学校・高等専門学校・短期大学・4年制大学・専門学校等)	社会福祉施設※	病院および診療所 (歯科を含む) 助産所 介護老人保健施設
実施者	学校長	施設長	事業主
対象者 および 検査実施時期・回数	○ 学生 ：入学時1回 (高校生以上のみ。小中学生は対象外。) ○ 職員 ：毎年度1回 (小中学校含む。)	○入所者：毎年度1回 (65歳以上が対象) ○職員：毎年度1回	○職員：毎年度1回
報告書の提出	練馬区指定の結核健康診断報告書に職員分・学生分をご記入のうえ、郵送またはFAX、オンライン(Logoフォーム)による提出をお願い致します。	練馬区指定の結核健康診断報告書に職員分・入所者分をご記入のうえ、郵送またはFAX、オンライン(Logoフォーム)による提出をお願い致します。	練馬区指定の結核健康診断報告書に職員分をご記入のうえ、郵送またはFAX、オンライン(Logoフォーム)による提出をお願い致します。

※社会福祉施設とは第一種社会福祉施設のうち、生活保護法に基づく施設、老人福祉法に基づく養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設が対象。

○注意事項

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施した分をご報告ください。報告の締め切りは令和9年4月2日です。
- (2) 同年度内において既に健診されている方で、この報告のために再度健診をする必要はありません。また、他の健康診断や個人健診の結果で代用可能です。
- (3) 健診は法律上の規定です。未実施の場合は健診の実施をお願いします。
- (4) 数字のみの報告です。詳しい結果は必要ありません。
- (5) 従業員の範囲はパート・臨時職員も含めています。
- (6) 全ての健診予定者が受診終了後、結果を把握してから締め切りまでにご報告をお願いいたします。
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断のため、労働時間にかかわらず、受診および報告が必要です。